



佐賀県公報

(◎印は、県例規集に登載するもの)

平成17年
1月21日
(金曜日)
第 12558号

目 次

告 示

○青少年に有害な図書等の指定

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止

○特定第二号漁業者の同意の適合

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(県民協働課) 三

○

○

○大規模小売店舗の新設に関する公示

(商工課) 四三五

○大規模小売店舗の変更に関する公示

(農芸園芸課) 八六五

○肥料登録の有効期間の更新

(まちづくり推進課) 八八八

○都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧

(農地整備課) 八八八

○開発行為に関する工事の完了

(農地整備課) 八八八

○ 告 示

○土地改良区の定款変更認可

(農地整備課) 八八八

○土地改良区合併認可

(農地整備課) 八八八

● 佐賀県告示第十六号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十七年一月二十一日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	16-214	コミック ザ・ベストMAGAZINE vol.019 ザ・ベストマガジンスペシャル 1月号増刊	KKベストセラーズ	14078-1 ①-2005.2/13	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	16-215	漫画 ばんがいち 2月号	(株)コアマガジン	18295-2	
"	16-216	別冊 Yha! Hip&Lip 1月号増刊	(株)ワニマガジン社	08878-1	
"	16-217	もっとすごい出会いのH話 Vol.16 増刊Dr.ピカソ 2月号増刊	(株)バウハウス	06636-02 L2005/2/14	
"	16-218	突撃！おいしい体験 VOL.11 MEN'S GOLD 2月号増刊	(株)リイド社	18614-02 ①-2/18	
"	16-219	海賊ナンバーワン 2月号	(株)竹書房	02461-2	
"	16-220	monthlyGON ! 1月号	ミリオン出版(株)	03911-1	
"	16-221	@BOOING DX16時間 VOL.1 月刊美少女裏DVD 4時間 2月号増刊	曜出版(株)	17658-2 ①-2005年2/16	
"	16-222	ザ・ベストMAGAZINE No.249 2月号	KKベストセラーズ	14003-2	
"	16-223	月刊 メルフレ ボンバー NO-045 2月号	KKベストセラーズ	08513-02	
"	16-224	ザ・ベストマガジンスペシャル No.138 1月号	KKベストセラーズ	14077-1	
"	16-225	URECCO gal 2月号	ミリオン出版(株)	01865-2	
"	16-226	ストリートナンパ Don't 2月号増刊	(株)サン出版	06778-02 ①2005-2/18	

●佐賀県告示第十七号

介護保険法（平成九年法律第百一十一号）第八十一条の規定により、指定居宅介護支援事業者が次のとおり当該指定居宅介護支援を廃止した旨の届出があつた。

平成十七年一月二十一日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
いこくケアサービス	佐賀市巨瀬町大字修理田一ノ一一水番四	平成十六・一一・一一

●佐賀県告示第十八号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条第五項に規定する回法第百五条の二第一項の規定による特定期限内に提出する申請に係る届出は、回法百八条第二項に規定する要件に適合するものと認めた。

平成十七年一月二十一日

佐賀県知事 古川 康

区 域	区 分
唐津市第一加入区	小型定置漁業

(4) 定款に記載された目的

この法人は、国内外の海洋温度差発電の普及啓発活動に関する人々および海洋温度差発電に关心を持つ人々に対して、海洋温度差発電との複合利用に関する研究開発および人材育成、新産業創出などに関する事業を行い、持続可能な豊かな社会の構築に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次とおり公告する。

関係書類は、平成17年2月28日までが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年1月21日

佐賀県知事 古川 康

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次とおり公告する。

関係書類は、平成17年2月28日までが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年1月21日

佐賀県知事 古川 康

- 申請のあった年月日
平成16年12月28日
- 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人 たすけあい諸富
- (2) 代表者の氏名 西村ユキエ
- (3) 主たる事務所の所在地
佐賀県佐賀郡諸富町大字山領1001番地5
- (4) 定款に記載された目的
-
- 本会は、お互い様を合い言葉に助け合いの精神に基づいて、地域社会で自立した生活を送ることが困難な人々に対して受け手と担い手が対等な関係を保てる福祉サービスに関する事業を行うことを通じて、健康で安心して暮らしていくことのできる地域社会の建設に努力することによって、福祉の増進に寄与することを目的とする。
-
- 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のことおり公告する。
- 関係書類は、平成17年2月28日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。
- 平成17年1月21日
- 1 申請のあった年月日
佐賀県知事 古川 康
- 平成16年12月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称 特定非営利活動法人ほのか
 - (2) 代表者の氏名 松尾 茂子
 - (3) 主たる事務所の所在地
佐賀県藤津郡嬉野町大字下宿甲1744番地
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障害者など支援を必要とする人々や、その家族に

対して、住み慣れた地域の中で、その人らしい生きがいある生活を送ることが出来るよう、地域に根ざした自立支援に関する事業を行い、すべての人々が、安心して暮らせる地域社会づくりと、福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のことおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成17年1月21日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ佐賀南店

佐賀市南佐賀一丁目22番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者

マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 坂野 邦雄

福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

(ア) マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 坂野 邦雄

福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

(イ) その他未定

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年8月18日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,779平方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

敷地北東側 187台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

マツクスバリュ棟北側 15台

建物敷地東側 20台

別棟東側 20台

別棟東側 20台

合計 75台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

マツクスバリュ棟西側 98.0平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

マツクスバリュ棟西側 27.9立方メートル

マツクスバリュ棟西側 9.5立方メートル

別棟南側 19.5立方メートル

合計 56.9立方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

イ お客様が駐車場を利用することができる時間帯

24時間
ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

建物敷地東側及び北側 3か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後11時まで

2 届出年月日
平成16年12月17日3 関係書類の縦覧
(1) 縦覧場所
佐賀県農林水産商工本部商工課(2) 縦覧期間
平成17年1月21日から
平成17年5月20日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次とおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成17年1月21日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームワイド三日月店・マツクスバリュ三日月店

小城郡三日月町大字長神田大寺2231番地

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前)

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

(変更後)

福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

(ア) イオン九州株式会社

代表取締役 松井博史

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

(イ) マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 坂野邦雄

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

(ウ) セガミメディックス株式会社

代表取締役 瀬上修

大阪市中央区南船場二丁目7番30号

(エ) 株式会社ヨネザワ

代表取締役 米澤房朝

熊本市水前寺六丁目1番38号

(変更後)

(ア) イオン九州株式会社

代表取締役 松井博史

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

(イ) マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 坂野邦雄

福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

(ウ) セガミメディックス株式会社

代表取締役 瀬上修

大阪市中央区南船場二丁目7番30号

(エ) 株式会社ヨネザワ

代表取締役 米澤房朝

熊本市水前寺六丁目1番38号

(3) 変更した年月日

平成16年9月9日

(4) 変更する理由

建物設置者及び小売業者の住所変更のため

2 届出年月日

平成16年11月22日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成17年1月21日から

平成17年5月20日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があつたので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成17年1月21日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ基山店

三義基郡基山町大字長野字年の森1018番

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに
法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

アイオン九州株式会社

代表取締役 松井博史

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

イ 株式会社ジェイアンドジー

代表取締役 深町正

北九州市小倉北区浅野二丁目18番1号

ウ 株式会社大創産業

代表取締役 矢野博文

ウ 株式会社大創産業

代表取締役 矢野博文

広島県東広島市西条町大字吉行字向1番60号

エ 株式会社エルゼ

代表取締役 平田寛一

北九州市小倉北区浅野二丁目18番1号

オ エヌエスジャパン株式会社

代表取締役 本田進

千葉市美浜区中瀬二丁目6番地

カ 株式会社エヌエス

代表取締役 矢野博文

代表取締役 矢野博文

北九州市八幡東区中央三丁目2番20号

オ ジャスフオート株式会社

代表取締役 本田進

千葉市美浜区中瀬二丁目6番地

(変更後)

ア マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 坂野 邦雄

福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

イ 株式会社ジェイアンドジー

代表取締役 深町正

北九州市小倉北区浅野二丁目18番1号

株式会社大創産業

代表取締役 矢野博文

北九州市八幡東区中央三丁目2番20号

株式会社エルゼ

代表取締役 平田寛一

北九州市八幡東区中央三丁目2番20号

スナップス販売株式会社

代表取締役 本田進

千葉市美浜区中瀬二丁目6番地

千葉市美浜区中瀬二丁目6番地

北九州市八幡東区中央三丁目2番20号

北九州市八幡東区中央三丁目2番20号

北九州市八幡東区中央三丁目2番20号

(4) 変更する理由

小売業者の入れ替えのため

2 届出年月日

平成16年11月22日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成17年1月21日から

平成17年5月20日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、

意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した
意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内

一丁目1番59号)に到着するよう提出してください。

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成17年1月21日

佐賀県知事 古川康

第12558号

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他	生産業者	有効期限
佐賀県肥料698号	干魚肥料粉末	魚粉	窒素全量6.0%	りん酸全量5.0%	理研農業化工株式会社	佐賀市大財北町2番1号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公表します。

平成17年1月21日

佐賀県知事 古川康

1 開発区域に含まれる地域の名称

三義基郡基山町大字宮浦字実松26番8、26番11、30番1及び30番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三義基郡基山町大字宮浦104番地
中村二三夫

供します。

平成17年1月21日

佐賀県知事 古川康

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成17年1月17日福富土地改良区の定款の変更を認可した。

平成17年1月21日

佐賀県知事 古川康

1 都市計画事業の種類及び名称

呼子都市計画道路 3・5・1号 駅前線

2 縦覧場所

佐賀県土づくり本部まちづくり推進課
土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、平成17年1月17日次のとおり土地改良区の合併を認可した。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為

に関する工事の完了を次のとおり公表します。

平成17年1月21日

佐賀県知事 古川康

1 合併後存続し、及び定款を変更する土地改良区

福富土地改良区
2 合併により解散する土地改良区
福富干拓土地改良区
大福土地改良区

申購
込
読
料
一
か
年
二
八、
八
〇
〇
円(送
料共
計)

発行者 平成十七年一月二十一日
佐賀県知事 印刷及び発行
古川 康行

印刷所 発行定日 每週月水金曜日
西部印刷企画(株)